

○厚生労働省告示第百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二第十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u> (2) 入所定員が10人の場合 （一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>779単位</u> （二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,606単位</u> （三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u> (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 （一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>619単位</u> （二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,032単位</u> （三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>817単位</u> (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>779単位</u> (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>651単位</u> (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>581単位</u></p>	<p>別表 入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u> (2) 入所定員が10人の場合 （一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>628単位</u> （二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,451単位</u> （三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u> (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 （一）当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>543単位</u> （二）当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>954単位</u> （三）当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u> (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>727単位</u> (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>611単位</u> (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>550単位</u></p>

(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>558単位</u>
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>537単位</u>
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>516単位</u>
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>498単位</u>
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>477単位</u>
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>474単位</u>
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>472単位</u>
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>469単位</u>
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>466単位</u>
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>463単位</u>
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>459単位</u>
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>455単位</u>
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>451単位</u>
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>447単位</u>
(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>444単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>787単位</u>
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>718単位</u>
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>682単位</u>
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>652単位</u>
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>622単位</u>
(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>592単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>532単位</u>
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>514単位</u>
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>496単位</u>
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>480単位</u>
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>461単位</u>
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>459単位</u>
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>458単位</u>
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>456単位</u>
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>454単位</u>
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>452単位</u>
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>448単位</u>
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>445単位</u>
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>441単位</u>
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>438単位</u>
(21) 入所定員が191人以上の場合	<u>435単位</u>
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	<u>735単位</u>
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>678単位</u>
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>650単位</u>
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>625単位</u>
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>598単位</u>
(6) 入所定員が71人以上の場合	<u>571単位</u>
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>895単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

	<u>830単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>582単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,142単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>540単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>959単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484単位</u>

	<u>679単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>610単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>610単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,443単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>506単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,063単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>464単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>881単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>433単位</u>

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>858単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>455単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>731単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>644単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>599単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>489単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>470単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>453単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>435単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>805単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>404単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>679単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>604単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>559単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>495単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>481単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>466単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>450単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>435単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>419単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>895単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	

であるとき	<u>780単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>780単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,587単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>583単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,134単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>543単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>957単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>752単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>481単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>811単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

であるとき	<u>629単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>629単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,433単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>507単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,055単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>467単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>879単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>430単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>759単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

	<u>727単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>641単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>596単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>523単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>504単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>487単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>468単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>451単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>434単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	<u>747単位</u>
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>733単位</u>
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>718単位</u>
(4) 入所定員が71人以上の場合	<u>702単位</u>
注1 （略）	
2 （略）	
(1) （略）	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支	

	<u>675単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>407単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>675単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>601単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>556単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>492単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>478単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>464単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>448単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>433単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>418単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	<u>715単位</u>
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>706単位</u>
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>694単位</u>
(4) 入所定員が71人以上の場合	<u>681単位</u>
注1 （略）	
2 （略）	
(1) （略）	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支	

援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3. 指定入所基準第41条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

3. 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)を専任で配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| <u>(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合</u>     | <u>148単位</u> |
| <u>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</u>    | <u>74単位</u>  |
| <u>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合</u>    | <u>49単位</u>  |
| <u>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合</u>    | <u>37単位</u>  |
| <u>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合</u>    | <u>29単位</u>  |
| <u>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合</u>    | <u>24単位</u>  |
| <u>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合</u>    | <u>21単位</u>  |
| <u>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合</u>    | <u>18単位</u>  |
| <u>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合</u>    | <u>16単位</u>  |
| <u>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合</u>  | <u>14単位</u>  |
| <u>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合</u> | <u>13単位</u>  |
| <u>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合</u> | <u>12単位</u>  |



- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位
- (16) 入所定員が161人以上180人以下の場合 8単位
- (17) 入所定員が181人以上の場合 7単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 49単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 18単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 148単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 74単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 37単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 18単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 14単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 29単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 24単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 18単位

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

5～9 （略）

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ （略）

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

<u>(1) 入所定員が10人以下の場合</u>	<u>145単位</u>
<u>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>96単位</u>
<u>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>58単位</u>
<u>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>41単位</u>
<u>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
<u>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>

に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

5～9 （略）

（新設）

10 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ （略）

（新設）

(7) <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
(8) <u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>19単位</u>
(9) <u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
(10) <u>入所定員が91人以上100人以下の場合</u>	<u>15単位</u>
(11) <u>入所定員が101人以上110人以下の場合</u>	<u>14単位</u>
(12) <u>入所定員が111人以上120人以下の場合</u>	<u>13単位</u>
(13) <u>入所定員が121人以上130人以下の場合</u>	<u>12単位</u>
(14) <u>入所定員が131人以上140人以下の場合</u>	<u>11単位</u>
(15) <u>入所定員が141人以上160人以下の場合</u>	<u>10単位</u>
(16) <u>入所定員が161人以上170人以下の場合</u>	<u>9単位</u>
(17) <u>入所定員が171人以上190人以下の場合</u>	<u>8単位</u>
(18) <u>入所定員が191人以上の場合</u>	<u>7単位</u>

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

(1) <u>入所定員が40人以下の場合</u>	<u>36単位</u>
(2) <u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
(3) <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>
(4) <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
(5) <u>入所定員が71人以上の場合</u>	<u>19単位</u>

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) <u>入所定員が5人以上10人以下の場合</u>	<u>145単位</u>
(2) <u>入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>96単位</u>
(3) <u>入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>58単位</u>
(4) <u>入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>41単位</u>
(5) <u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
(6) <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>
(7) <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
(8) <u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>19単位</u>
(9) <u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
(10) <u>入所定員が91人以上の場合</u>	<u>15単位</u>

三 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| <u>(1) 入所定員が50人以下の場合</u>      | <u>29単位</u> |
| <u>(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合</u> | <u>26単位</u> |
| <u>(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合</u> | <u>22単位</u> |
| <u>(4) 入所定員が71人以上の場合</u>      | <u>19単位</u> |

- 13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

イ 理学療法士等を配置する場合

- (1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| <u>(一) 入所定員が10人以下の場合</u>      | <u>151単位</u> |
| <u>(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合</u> | <u>101単位</u> |
| <u>(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合</u> | <u>61単位</u>  |
| <u>(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合</u> | <u>43単位</u>  |
| <u>(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合</u> | <u>34単位</u>  |
| <u>(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合</u> | <u>28単位</u>  |

(七)	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八)	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九)	入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十)	入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(十一)	入所定員が101人以上120人以下の場合	14単位
(十二)	入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
(十三)	入所定員が131人以上150人以下の場合	11単位
(十四)	入所定員が151人以上180人以下の場合	9単位
(十五)	入所定員が181人以上の場合	8単位
(2)	主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一)	入所定員が40人以下の場合	38単位
(二)	入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(三)	入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(四)	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(五)	入所定員が71人以上の場合	20単位
(3)	主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
(一)	入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
(二)	入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
(三)	入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
(四)	入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(五)	入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六)	入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七)	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八)	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九)	入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十)	入所定員が91人以上の場合	16単位
(4)	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	

(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
ロ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合	10単位
(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合	9単位
(十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合	8単位
(十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合	7単位
(十五) 入所定員が181人以上の場合	6単位
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	

(一) <u>入所定員が5人以上10人以下の場合</u>	<u>112単位</u>
(二) <u>入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>75単位</u>
(三) <u>入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>45単位</u>
(四) <u>入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
(五) <u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>25単位</u>
(六) <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>20単位</u>
(七) <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
(八) <u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>15単位</u>
(九) <u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>13単位</u>
(十) <u>入所定員が91人以上の場合</u>	<u>12単位</u>
(4) <u>主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u>	
(一) <u>入所定員が50人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
(二) <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>20単位</u>
(三) <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
(四) <u>入所定員が71人以上の場合</u>	<u>15単位</u>

## 2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊

## 2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団

した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は

体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は



、算定しない。

(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。

7～9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を

、算定しない。

(1) 指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

7～9 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を

行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 （略）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 349単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
173単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
909単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 417単位

(二) 61日目以降90日目まで 381単位

(三) 91日目以降180日目まで 349単位

(四) 181日目以降 317単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 204単位

(二) 61日目以降90日目まで 188単位

(三) 91日目以降180日目まで 173単位

(四) 181日目以降 158単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 1,095単位

(二) 61日目以降90日目まで 997単位

行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ （略）

11 （略）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 323単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合  
148単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合  
880単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(新設)  
(一) 90日目まで 355単位

(二) 91日目以降180日目まで 323単位

(三) 181日目以降 291単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(新設)  
(一) 90日目まで 163単位

(二) 91日目以降180日目まで 148単位

(三) 181日目以降 133単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(新設)  
(一) 90日目まで 968単位

(三) 91日目以降180日目まで	<u>909単位</u>
(四) 181日目以降	<u>820単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>125単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>885単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>151単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>137単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>125単位</u>
(四) 181日目以降	<u>113単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,071単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>973単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>885単位</u>
(四) 181日目以降	<u>796単位</u>
注1・1の2 (略)	
2 (略)	
(1) (略)	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 <u>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u>	
(一) <u>入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合</u>	
<u>100分の70</u>	
(二) <u>入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合</u>	
<u>100分の50</u>	
3 <u>やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等</u>	

(三) 91日目以降180日目まで	<u>880単位</u>
(四) 181日目以降	<u>792単位</u>
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>124単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>880単位</u>
ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(新設)	
(一) 90日目まで	<u>136単位</u>
(二) 91日目以降180日目まで	<u>124単位</u>
(三) 181日目以降	<u>112単位</u>
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(新設)	
(一) 90日目まで	<u>968単位</u>
(二) 91日目以降180日目まで	<u>880単位</u>
(三) 181日目以降	<u>792単位</u>
注1・1の2 (略)	
2 (略)	
(1) (略)	
(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 <u>100分の95</u>	
(新設)	
(新設)	
3 <u>児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都</u>	

を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～7 (略)

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設

道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4～7 (略)

(新設)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。以下注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達

又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。3の2の注1において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

3の2 保育職員加配加算 20単位

注1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 保育機能の充実を図るため、別に厚生労働大臣が定める施設

支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（(2)において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) (略)

(新設)

基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1のロ又はニを算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

